

公益財団法人 秋月財団 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人秋月財団と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡県北九州市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、高取焼を中心とする伝世品及び古窯跡出土資料その他美術工芸に関する資料を収集、保管し、展示するとともに、それらの調査、研究を行って、その成果を県内に普及し、もって地域文化の発展に資することを目的とする。

また、地域の製造業を中心とする中小の企業の技術の移転、伝承に資するため、東南アジア諸国との人材交流並びに外国人技能実習生の受入に関する諸事業を行うことにより、それぞれの国における勤労者の社会福祉の増進並びに関係国との間の友好と相互理解の促進を図り、もって地域企業の経営改善、成長に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高取焼を中心とする文化資料の収集、保管及び普及に関する事業
 - (2) 東南アジア諸国からの技能実習生の受入のための監理団体業務及びこれに付随する職業紹介に関する事業
 - (3) 東南アジア諸国からの技能労働者の受入のための登録支援機関業務及びこれに付随する職業紹介に関する事業
 - (4) その他、この法人の目的を達成するための必要な事業
- 2 前項の事業は福岡県において行うものとする。